

## 令和3年 12 月 湖南省定例教育委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年 12 月 17 日(金) 午後 2 時から同 3 時 22 分まで

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎 3 階 大会議室

3. 会議に出席した委員

松 浦 加代子  
伊 藤 真 昭  
岩 城 見 一  
古 川 美智子  
平 松 彩

4. 会議に欠席した委員 なし

5. 会議に出席した事務局職員 9 名

6. 会議を傍聴した人 なし

7. 会議案件

日程第 1 報告第 84 号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第 2 報告第 85 号

後援名義名義の使用承諾について

○甲西吹奏楽団ジュニアバンド結成 20 周年記念 第 18 回定期演奏会

日程第 3 報告第 86 号

市内児童生徒の問題行動について

日程第 4 報告第 87 号

市内児童生徒の交通事故について

日程第 5 報告第 88 号

令和 3 年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

日程第6 報告第89号

令和3年度湖南省小・中学校地域学校協働活動推進事業等功労者表彰対象候補者について

日程第7 報告第90号

湖南省学校教育きらめきサポーター事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

日程第8 報告第91号

湖南省教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例議案に対する意見について

日程第9 議案第46号

後援名義の使用承諾について

○滋人教湖南研究会 人権映画「かば」視聴会

日程第10 議案第47号

休館日における文化ホールの使用について

日程第11 議案第48号

湖南省奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第12 議案第49号

湖南省教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の制定について

日程第13 協議事項

(1) 令和4年2月定例教育委員会の開催日程について

(2) その他

教育長

改めまして皆さん、こんにちは。委員、こんにちは。

リモート会議もだんだん慣れてきまして、カメラも広角になり、私たち、みんな死角なく映っております。だんだんこの会議も充実してきたなと思っています。

今月もよろしく申し上げます。

教育長報告ということで、3ページをご覧ください。

この期間につきましては、12月に市議会本会議がございました。つきましては、資料の12ページをご覧ください。一般質問における教育への質問、大変とうございました。本当に答弁の分量として3分の1、半分近く教育

について話していたかなというぐらい、教育への質問がたくさんございました。

12-1ですが、進路教育についてということで、学力水準といったことについて聞いていただきました。これは前にも学学テスト（全国学力・学習状況調査）について、このように答えたいと考えていますということをお示ししましたが、そのとおりに答えております。

12-6をご覧ください。ICTです。GIGAスクール構想についての質問も多うございました。タブレットの持ち帰りをさせた時に、もし破損した場合はどうなるのか、持ち帰った場合の不具合、破損、盗難等が発生した場合の対処については、検討中ということで答弁していますので、今後、このことについて定めていく必要がございます。

そして、12-7ですが、通学路について個別の地点のことについてご質問がありましたので、そのことについては、通学路等交通安全プログラムに則って各学校から保護者、地域の方の要望を上げていただいて、優先順位をつけて取り組んでいますということで、今一度、その取組について確認するような答弁もさせていただきます。

そして、12-11です。議員からは、通学、通勤がある時間、非常にギュッと混み合うとのことで、企業さんの始業時間だとか学校の始業時間を繰り上げるとか、ずらすといったことはできませんかというご提案だったのですが、このことについては、こちらを5分早めると、例えば三雲小学校区の例を挙げておられましたので、吉永ではうまくいきますが、5分繰り上げることによって、平松の奥や柑子袋の遠いところから来ている子が非常に厳しいのだということで、全体的なバランスを考えると、たった5分でも非常に厳しいことであるというように答弁をさせていただきました。12-12をご覧くださいと思います。ですので、教育は教育として力を発揮するのは、やっぱり学校での指導です。一つは交通ルールの遵守、もう一つは、安全を見守ってくださる方への感謝、そしてもう一つは、自分の身は自分でも守る意識、この3つについて指導を重ねてしていきますという答弁をしております。

12-14をご覧ください。これは学校教育課の分掌事務についてご質問がございました。外国籍の子どもの教育に関する分掌規定が明示されていないのではないかというご質問で、それに関連してほかのことも1度、規則の見直しを検討してまいりますと答えていますので、また今年度中に教育委員会で諮りたいと考えます。

それから、12-18ですが、不登校の子のオンライン授業や、出欠の扱いについて、基準はありますかというご質問をいただいたのですが、教育委員会でも認めていただきました不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱ガイドラインということで、これは出席と認めますよという実施主体は、

学校と連携ができているところについては、積極的に出席を認めていますという答弁をしております。

それから、タブレットを持って帰った時のWi-Fiルーターは無料で貸し出せるのですが、通信費のことについては、就学援助費に含めるのかどうかといったこと、これは今後検討しますということで答弁をしております。

そして、今回は文化財、スポーツのことについて組織の改変ということも提案をしておりますが、そのことについては12-19です。その下の辺りから続いておりますので、また読んでおいていただきたいと思います。

そして、この間、12月14日に校長会を開いております。資料の5ページをご覧くださいと思います。

学校から公開授業の案内をもらいまして、結構、授業参観に出かけさせてもらいました。その中で、授業の湖南省スタイルが随分定着してきているなということを学校のほうに伝えさせていただきました。

そして、これは前回もお伝えしたのですが、令和4年度に向けて今から段取りをとということで、平松のウツクシマツ自生地と湖南省役所、議場を含む校外学習を小学校のどこかの学年で実施しようということで、再度確認をしています。

そして、もう一つは、7ページから書いてあるのですが、来年度の今、学力向上委員会と呼んでおりますが、そのことについて、子どもの学びづくり委員会と改めることと、学力向上ワーキンググループのことにつきましても、教育長案を示させていただきました。これについては、校長、教頭から意見を募りまして、2月18日の学力向上委員会に決定事項として下ろしたいと思っています。

それから、この校長会で以前、何月でしたか、「来年度のゴールデンウィーク、5月2日を休みにして7連休にします。1度、校長会で諮ります」というお話をさせていただきました。校長会で反対意見は一切出ませんでした。

ただ、気をつけないといけないことは、家に子どもを残しておくのが心配な保護者もいらっしゃるであろうということです。そのことについて考える必要がありますねとのことで、子ども政策課に学童保育所に1日保育をしてもらうことはできますかという相談をしましたところ、それは可能であるということでした。各学校から学童保育所のほうに、相談というか、お願いをして、学童保育所が開けられるようにしようということで、一定、今のところ、校長が学童保育にお願いをしに行っている学校は全て1日保育をしますということで了解を得ています。

校長に言っているのは、もう一つは、7日間の休みの間の家庭学習です。例えば、何か1つのことに7日間ずっとチャレンジするとか、おうちの仕

事を低学年であればこれは自分が絶対しますとか、そういった具合で7日ということを生かした家庭学習ができるように、プリントを大量に渡して受け身の学習をするのではないと、前、コロナの臨時休校でも随分これが話題になったのですが、そういったことを言っております。

これは1つ、図書館長にお願いなのですが、図書館を使ったコンクール、毎年教育委員会の主催でやっていますが、これを4月の初めに学校に提示できるように、今年度中に来年度の用意をしておいてください。湖南省独自でも結構ですので。それで、この名前を今までは図書館を使ったコンクールになっているのですが、市立学校図書館と入れていただきたいのです。なぜかと言いますと、小中学生は図書館イコール市立図書館だと思っているのです。学校ではみんな図書室と言っているのです、学校図書館というのが法的な位置づけですが、図書館と言ったら、こことあそこと思いますので、またそのことは館長にお願いしたいと思います。

もう一つは、1人1台端末が確実にゴールデンウィークまでに持ち帰れるように、必ず端末を使って学習をなささいというものではありませんが、それまでにその体制は整えておきたいと思います。

これが5月2日に向けてのことであります。

資料の6ページです。その他で、湖南省教育方針策定に向けてということで、教育委員の皆様からいただいた意見も盛り込んでVer. 3を各学校へ送っております。このことについて、全教職員から意見、感想を募ってVer. 4を定例教育委員会、総合教育会議に諮ることになると思います。1月31日です。その時に、最終案を示したいと考えています。

最後に、11ページをご覧ください。これは20日の月曜日に発行しようと考えています教育長だよりであります。学校での参観、授業参観について、このように書かせていただきました。

私の報告等については以上です。何かございましたらお願いします。

委員

2つほど。1つは、今言われた5月2日です。つい最近、おとついでですが、菩提寺小学校のCS理事会でこれが話題になりました。せっかくだから、ぜひ休ませてあげたほうがいいという意見が全体の意見なのです。

ただ、どうしても親が働いていて留守番になってしまう子どもにとっては、何か手当してあげるといふことも考えたらどうかという意見があつて、学童のことが出ました。

これが大体の菩提寺小学校のCSの皆さんの意見だったように思います。これは報告です。

教育長

ありがとうございます。

菩提寺の学童保育所の先生ともしゃべっていたのですが、1日保育がで

きるというのはとてもありがたいとおっしゃってくださるのですね。子どもをずっと1日見て、遊ぶ時間がたっぷりあると。どうしても平日だと、はい、来た、宿題して、はい、さようならとなるから、1日保育はうれしいですとおっしゃってくださって、今、報告が上がってきているほかの学童保育所もとても快く引き受けてくださったということでした。

委員

そういう点では連休にしてあげたほうが、子どもだけではなくて、いろいろな人のためにもいいかもしれませんね。

教育長

ありがとうございます。また、何らかの形で5月2日はお休みにしますと、地域の方もこのことを知ってくださって、「せっかくやから何か子どもを集めてしょうか」とかという声が上がってくることも期待しています。

委員

もう一つは、先ほどの12のところの議員の通学時間に関してです。これは、つい最近も子どもが1人亡くなったりしていて、いろいろな通学時の交通事故が非常に増えてきています。全国的にね。この意見で、つまりそういうラッシュ時を避けて、子どもの登校時間を少しずらしたらどうかということを考えるのは逆だと思うのです。僕は勤めるほうがもっと気をつけろよと言いたいです。

だから、教育委員会としては、そういう子どもが通学している時には、業務の車は通学路を通らないようにというふうに、もう少し強硬に申入れるほうがむしろ大事なことではないかと思っています。

教育長

まさに、委員のおっしゃるとおりです。そこに教育だけ考えていたのでは絶対うまくいきませんので、通学路等安全プログラムが道路を造るところや、その安全を啓発するところ、全部がチームでやっていかないとはいけません。そしてまた、企業さんにもこの始業時間についてはお話をしますということで答弁をしていましたので、まずそっちなかと思っています。

委員

私もそう思いますね。

教育長

委員、いかがでしょう。

委員

市議会のほうでも教育に関する時間が大分多かったという点では、皆さん関心高いなと思って聞かせていただきました。

交通安全については、学校だけではなく、道路を造るところとか警察とかいろいろなところと連携しないといけないのだろうなと思います。テレビで見ていると、わざと道をでこぼこにしてスピードが出ないようにし

ているというようなところもあって、そこは交通事故が非常に減っているよというような報道もあったりして、車優先の社会になっていますが、歩行者目線でいけばいいかなという感想です。

教育長

ありがとうございます。本当に道路整備とともに、やっぱり教育でできることは自分の身は自分でも守るという、その強調かなと思います。例えば、どうしても通学路の中で歩道がずうっと整備されると、逆に子どもが広がってしまって、そのところで緩んでしまいます。ですので、子どもが自分で自分の身を守るためにはどうしたらいいのかということは考えていく必要はあるかなと思っています。

委員、どうですか。

委員

さっき5月2日の学童を活動できたというお話がありました。夏休み、学童は開いているのでいいと思うのですが、お仕事しているご両親の人みんな学童に行っているわけではないので、お仕事しているけれども、平日1日間だったらお留守番できるからという方も多いので、そこを今後、何かフォローしてあげる方法があるのかどうか分からないのですが、ちょっと気にかけていただけたらうれしいかなと思いました。

教育長

学校は閉めるということで休業日となっていますので、こういう時にどこで力を出してもらおうかですね。

委員、どうですか。

委員

ゴールデンウィークの学童保育は無料なのですか。預けるのは。

教育長

無料というか、一月分の金額だと思うのですが、どうですか。

委員

行っていない人も受け入れるとか。

教育長

いえ、それは、普段学童保育に行っている子です。

委員

では、私の勘違いですね。

行っていない子もその日は受入れていただけるのかなと一瞬思ったので、それはいいことだなと思ったのですが、そしたらどういうふうになるのかなと思って。

教育長

他に何かありますか。承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

報告第84号について、承認することといたします。

では、日程第2報告第85号、後援名義の使用承諾について、お願いします。

(1) 名称 甲西吹奏楽団ジュニアバンド結成20周年記念 第18回定期演奏会

主催 甲西吹奏楽団

期日 令和4年3月20日

会場 甲西文化ホール

趣旨 音楽を通して、滋賀県内外に文化活動の発信をしていく。

教育長

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第85号について、承認することといたします。

日程第3報告第86号、市内児童生徒の問題行動について、日程第4報告第87号、市内児童生徒の交通事故について、学校教育課長より説明をお願いします。

課長

【非公開】

(学校教育課)

教育長

承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第86号、87号について、承認することといたします。

次に、日程第5報告第88号、令和3年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について、学校教育課長からお願いします。

課長

【非公開】

教育長

承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －



教育長

それでは、報告第88号について、承認することといたします  
次に、資料の33ページです。日程第6報告第89号、令和3年度湖南省小・中学校地域学校協働活動推進事業等功労者表彰対象候補者について、学校教育課長からお願いします。

課長

湖南省の小中学校の地域学校協働活動推進事業等の功労者表彰の規程に則りまして、今回、お名前を挙げさせていただいている方々を表彰の対象候補として上げさせていただいております。

この表彰につきましては、小中学校に設置されております、地域学校協働本部等において、長年寄与した学校支援活動に対して、その功績を表彰して、地域と学校による連携および協働の推進に資することを目的とするとなっております。挙がっておられる方々につきましては、学校からの推薦もさせていただいて、ここに挙げている方になっておりますので、何とぞこの方々への表彰をお認めいただきますようお願いいたします。

教育長

報告ということですので、2月25日にCSの研修会も兼ねて表彰式を行いたいと思います。今年度は、甲西文化ホールで実施させていただく予定です。よろしいでしょうか。承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第89号について、承認することといたします  
次に、日程第7報告第90号、湖南省学校教育きらめきサポーター事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、教育総務課長からお願いします。

課長

(教育総務課)

資料が39ページになります。現在、本市におきましては、一定の基準を超えた寄附採納、また建築などのボランティア作業をしてくださった方々を対象に、湖南省の学校教育きらめきサポーターということで認証しております。この認証の仕方なのですが、これまで申請を要するということが、寄附をくださった方に申請をいただいて初めて認証しておったわけですが、その方式を一部変えまして、自ら申請をしていただかなくても一定基準を超えた寄附やボランティアをしてくださった方々に、こちらから、あなたは湖南省の学校教育きらめきサポーターです、という感謝状を兼ねたような認証をする形にさせていただきたいと思ひまして、変更の手続きを取らせていただきました。

現在の要綱が43ページにあるのですが、変えるところが47ページと48ページに示しております。大きく変わるのは、48ページをご覧ください。

これまでですと、この制度を受けるために申請の手続が第4条にありましたが、ここを削除させていただくことが大きな変更点となっております。これによって、多くの方をきらめきサポーターとして認証いただけるかと思しますので、こういった形に変更させていただくことになりました。よろしく願いいたします。

教育長

今年度については、まず三和産業さん、菩提寺小学校にずっと継続してお力添えいただいています。そして、日本ポリスターさん、1,000万円の寄附をいただきましたが、きらめきサポーター事業ということでお渡しさせていただきました。ですので、申請ではなく、もうこちらが差し上げたいということで、このようにさせていただきます。

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第90号について、承認することといたします

次に、日程第8報告第91号、湖南省教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例議案に対する意見について、教育総務課長からお願いします。

課長

資料の51ページになります。こちらのほうにつきましては、10月29日に開催させていただきました10月の定例教育委員会で最後の追加案件、議案第42号でご提示させていただいたことになるのですが、もともと教育委員会事務局でもっていた事務に関して、市長部局に一部移りますよというお話をさせてもらったかと思えます。その件で当時、異議なしで条例制定案をお認めいただいたのですが、その時の説明の最中に、今回、条例制定案を教育委員会として異議なしで市長に対して返答したことに対して、続きまして事務的には、これが本市の議会のほうに提案された時に、議会から同じように意見の聴取がありますというお話をさせていただいたかと思えます。その部分に関しまして、今回12月定例議会におきまして、12月1日に市議会から条例制定議案に対する意見の聴取が届きました。55ページに写しがついております。議会議長名で教育長宛てに、意見聴取についてという通知が来ましたので、それに対して前回の定例教育委員会で皆さんに認めていただいたように、同じく異議なしということで議会に返答させていただくものです。

以上が報告になります。よろしく願いします。

教育長

このことについては、議会の手続というか、それに則ってこのようにさせていただきますので、ご了解願いたいと思います。

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第91号について、承認することといたします  
次に、議事に移ります。日程第9議案第46号、後援名義の使用承諾につ  
いて、学校教育課長からお願いします。

- (1) 名称 滋人教湖南研究会 人権映画「かば」視聴会（後援）  
主催 滋人教湖南研究会  
期日 令和4年1月21日  
会場 石部文化ホール  
趣旨 教師の人権教育推進への資質を高める。

教育長

内容については、私も課長も太鼓判を押します。  
ただ、働き方云々で課長が説明しました60ページにありますように、時  
間外ですので、自主研修ということになります。  
ですので、内容的にも後援してもよいかと考えています。費用は参加  
者については無料であります。営利目的ではございません。よろしいです  
か。審議結果につきましては異議なしと認め、議案第46号につきまして審  
議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第46号の審議結果を可決いたします。  
次に、日程第10議案第47号、休館日における文化ホールの使用について、  
生涯学習課長から説明をお願いいたします。

課長

(生涯学習課)

資料89ページからになります。甲西文化ホールの使用に関してですが、  
市でSDGs未来都市推進事業のシンポジウムを甲西高校の1年生が参画  
するという形で実施するわけですが、学校のカリキュラムの関係で3月22  
日火曜日にしか開催できないとのことで、休館日におけるホールの使用を  
提案させていただきます。

3月21日の月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たり、  
3月21日月曜日が開館で、22日が休館日になるのですが、そのために、22  
日の開館をお認めいただきたいということの提案でございます。

教育長

このことについて異議なしということによろしいでしょうか。

審議結果につきましては異議なしと認め、議案第47号につきまして審議結果を可決することによってよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第47号の審議結果を可決いたします。

そしたら、市内の高校生のことですので、承諾するというので次に行きたいと思います。

次に、日程第11議案第48号、湖南省奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、生涯学習課長から説明をお願いいたします。

課長

資料は93ページからになります。95ページに改正の内容を上げさせていただいております。

主なポイントで3点ございます。これまで生活保護の基準というのがございまして、平成26年度から給付要件に係る基準を年度ごとに変更しております。令和3年度は平成30年4月の基準で適用しておりました。平成25年5月の厚生労働省からの通知で、生活扶助基準の見直しに伴い、他制度の生じる影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、影響を及ぼさないように対応することを基本的考えとするというご指摘がございます。

湖南省では、湖南省要保護及び準用保護児童生徒就学援助費は、見直し前の平成25年4月基準を適用しておりますことから、現行の基準、平成30年4月基準から遡及をいたしまして、平成25年4月の基準を適用し、生活保護基準の見直しに伴う申請者への影響を軽減したいというのが1点でございます。これは今より要件が緩やかになります。

2点目、係数の計算の仕方ですが、生活扶助基準の1.5倍、母子家庭、父子家庭、または障害者が属する家庭、一人親家庭は1.7倍以下としておりましたが、ひとり親家庭であるかどうかの確認は、児童扶養手当受給者以外確認の方法がなく、申請者の申告によるものとなっているのが現状でございます。そのため、家庭の経済状況が厳しい学生を等しく支援するためにも、係数を統一する必要がございます。ひとり親も含めて係数を1.5倍に統一をしたいというのが2点目でございます。

なお、今年度の対象者に当てはめると、1名が非該当になりますが、その家庭の方は毎年収入が変動しているというような家庭でございます。

3点目、令和3年度の税制改正によって、個人所得課税の見直しに伴い、給付要件の所得就学者が属する世帯の申請年度の前年度分所得について、給与所得、または公的年金所得のいずれかがある場合には、取得金額から10万円を控除するよう改正しますということになっております。

なお、今年度は要綱に説明書きを書いて対応していたわけでございます。  
その3点が主な改正でございます。

それと併せまして、申請者の負担を軽減するため、様式第1号第6条関係に、住民台帳及び課税台帳の閲覧承諾書というものを追加いたしまして、本人からの承諾を得まして、職員が住民台帳に書かれてある税の関係のものを閲覧できるということで、問合せ等の負担が減るということでございます。

それと併せまして、デジタル化に伴う押印の省略がございまして、押印の部分は廃止、省略をして削除させていただくというのが提案でございます。

教育長

はい、ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

課長、先ほど①で、緩やかになったとおっしゃいましたが、何か来年度、劇的に数が上限するとかということはありませんか。

課長

①については、そんなに数が変動することはございません。スタート時点の金額で計算すると、20万円ぐらい要件的には緩和されることとなります。

教育長

要件についての改正ということですが、この内容についてはよろしいでしょうか。審議結果につきましては異議なしと認め、議案第48号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第48号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第12議案第49号、湖南省教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の制定について、教育総務課長から説明をお願いいたします。

課長

資料が115ページになります。

こちらにつきましては、タイトルだけ見ていると何のことかという書き方になっておるのですが、湖南省の会計年度任用職員というのがおられまして、この方たちは基本的には日給月給、週5日30時間の勤務でいくらですよ、週4日間31時間の勤務でいくらですよなどといった決まりがありますが、それは湖南省の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例というところに決まっております。

ただ、教育委員会でこれをする職員に関しましては、市長部局にないようなタイプの方がおられます。それが給与上特殊の考慮を要する人という

形になりまして、今回制定させてもらう規則118ページに記載させていただいております。

ここの第2条を見てもらえば分かっていただけるかと思うのですが、例えばここにどういった人を特殊な考慮をする方であるか列記させていただいております。まず1番、非常勤講師、2番、学校支援員、3番、スクール・サポートスタッフ、4番以下ずらずらと書いてあるのですが、基本的に学校に来ていただくスタッフさん、特に講師の先生なんかに関しましては、この時間とこの時間とこの時間、週に何コマ来てくださいというパターンになることが多くございます。常勤の講師の先生ですと、1か月いくらですよ、毎日来てくださいねというお願いをするのですが、どうしても学校で不足する部分を補っていく時に、市費として時間給いくらで来ていただだけませんかとお願ひします。それを特殊な考慮を要する方ということで位置づけまして、それを各団体で規定しなさいということが市の条例にうたわれております。それに基づきまして、湖南省教育委員会における特殊な考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則を今回策定させていただきたく思ひまして提案させていただき次第でございます。

ただ、今申し上げましたいろんなタイプの方がおられるのですが、それに伴う報酬額をここに明記する必要がありますので、119ページの別表のほうに報酬額を記載させていただいております。

基本的には、時間1,000円単位で来ていただいているのですが、それ以外、特に1番は非常勤の講師の先生方、1時間単位2,750円、それから4番の部活動の指導は1時間に1,600円となっているのですが、これは県費講師に準じて合わせてありますので、今回もしこの規則をお認めいただきましても、毎年改定があるかどうか分からないですが、県のほうの給与改定があったらそれに準じて毎年、こちらのほうも改正させていただきことになるので、どうぞご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

教育長

はい、ありがとうございます。この人たちが本当に湖南省教育を支える人たちなのですが、とても湖南省、ここら辺のこと、柔軟に配置を考えてもらえているので、学校現場にいた者としてはとてもありがたいのです。

1の非常勤講師については、教員免許を持っていて授業をする人です。そして、2と3と4と5については、大きく全て学校支援員と呼んでいるのですが、何か支援の必要な子どものサポートだとか、それから校務支援、教員ではなくてもできることをするということです。

ただ、これは国から入ってくるお金とかも使ったりしていますので、呼び方については、この1、2、3、4番と4つあるのですが、この6番の学校図書館司書も各校に配置しているのも湖南省の1つ特徴です。学校図書館支援スタッフというのは、学校同士の本の流通だとか学校図書館司書

の取りまとめをしてくださっている方です。部活動指導員は中学校に配置されているということで、このことについて規則できちっと定めるということでもあります。これについていかがでしょうか。

委員 別表のところで、1番は実際授業をされる先生ですよね。2番のところにも、湖南省立学校における教科等の教授が入っているのですが、同じ授業をやっても1,000円の先生と2,750円の先生がいるということですか。

教育長 そうですね、この教授という書き方が、2番の人については授業をすることはないので。TT（ティームティーチング）の形です。主の授業をする人は別にいるということです。

でも、教えてはいますので、この書き方でもいいかなと思うのですが、1番は必ず授業をする人で、2、3、4、5番については、一緒に授業の場所において、主にならずにTTの形で教えている人です。

でも、一緒に見えますよね。

委員 2番目は現実にはアシスタントやね。

教育長 そうですね。

アシスタントの上に、生活指導に係るサポートとか、それからサポートに関する業務とか校務支援についてのサポート、そういったことです。

課長 この文面を作ったのは、教授・生活指導に係る児童等への支援に全部続いていたつもりなのですが、点を打ったことで分けて見えるので、この点を取って「教授や生活指導に係る児童等への支援」にして変更させてもらうという形にしたら分かりやすいでしょうか。

委員 要するに、支援が主なのですね。

教育長 そうです。

委員 それなら分かります。

教育長 教授の支援ということです。

委員 はい、それなら大丈夫です。

教育長 ほかお気づきの点はございませんか。

委員 私が見間違えただけなのかもしれませんが、資料のこの左の（１）と右の別表の（１）が対応しているように見えてしまうのに対応しないので、何か規則的にあるのですかね。①にするとか何かあったほうが見やすいのかなという気がしました。

課長 条例の書き方というので、通常の数値１の次は括弧を使う、次は丸を使うと段階に分けて決まりがあるのです。

委員 もう仕方ないですね。

課長 そうなんです。

委員 分かりました。

課長 申し訳ございません。

教育長 そうですね。２から５と入れておくと分かりやすいのですが、境がございいますので。  
ほかによろしいでしょうか。

委員 非常勤のところは少し分かりにくいだけけれども、例えば産休で休まれる先生の場合の非常勤とはまた違うんですね。

教育長 はい。産休の補助というのは県費の負担の臨時講師なのです。この市費では１時間単位の非常勤講師となります。

委員 こういう先生は湖南市に何人ぐらいおられるんですか。

教育長 非常勤講師ですか。

委員 つまり、どういう時に必要になるかということです。

教育長 中学校ですと、例えば県費で人数が置かれるのですが、１人３０時間なんてとても持てませんから、その足りない分を市費の非常勤講師で授業をします。ですので、県費の職員の配置が決まらないことには決まってこないということになります。



小学校で言いますと、例えば高学年の音楽とかを専科で持ってもらおうとかです。

このことについては、例えばA小学校には100万円の中で、この非常勤講師と2から5番までの支援員をどういうふうに配分するかというのは、ある程度校長に裁量があるのです。だから、1,000円で支援をしてくださる方をたくさん欲しい学校もあれば、授業時数に入ってもらって先生をたくさん欲しい学校もあります。この裁量が校長に委ねられているのは非常にありがたいです。

委員                    そうですね。頭ごなしにされたらたまったもんじゃないですね。

教育長                そうなのです。無駄にもなりますのでね。

例えば、フルタイムで配置してもらっても、実は放課後にはもう業務がないということになったりします。

働いている方にとっても、この昼間のこれだけの時間だったら毎日来れますとか、Win-Winというか、そういう関係があります。

これはあくまでも全部ハローワークに上げて、応募していますので、いつも手を挙げてもらってというような、ここは公正公平にやっております。

委員                    以前に中学校で家庭科の先生がなかなか見つからないとかありましたよね。教科によっては。今のところはそういう話を聞いてないのですが、教科先生の手当は大丈夫なのですか。

教育長                今、非常に臨時講師がおられないというのが各校のものすごい悩みなのです。産休、育休、そして今は男性育休もぽつぽつ出てきていますので、そういったところで臨時講師を補充で入れないといけないのです。しかし、その臨時講師がなかなか見つからないということが、全県的な悩みであります。

委員                    そもそもの人が足りない。人の奪い合いみたいになっているのですか。

教育長                そうですね。今は本当にそうになっています。

ほかによろしいですか。審議結果につきましては異議なしと認め、議案第49号につきまして審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員                － 全員異議なし －

教育長                異議なしと認め、議案第49号の審議結果を可決いたします。

そしたら、議事案件は以上で終わらせていただきます。事務局にお返し  
しさせていただきます。お願いします。

事務局

議事、ありがとうございました。

では、続きまして、6番、その他案件に移らせていただきます。2月の  
定例教育委員会の開催日時を協議いたします。

— 協議の結果、2月28日月曜日 午後2時からと決定 —

事務局

他に何かございますか。ないようですのでこれで12月の定例教育委員会  
を閉会いたします。ありがとうございました。皆さん、よいお年をどうぞ  
お迎えください。

閉会 午後3時22分